

第 5 9 号議案

辺地総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条第 1 項の規定により、辺地総合整備計画（令和 7 年度から令和 1 0 年度まで）を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

亀岡市長 桂 川 孝 裕

辺地総合整備計画

京都府亀岡市東別院町湯谷辺地
(辺地の人口 99人 面積 1.9km²)

1 辺地の概況

- | | |
|--------------------|-------------------|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | 亀岡市東別院町湯谷 |
| (2) 地域の中心の位置 | 亀岡市東別院町湯谷柳山26番160 |
| (3) 辺地度点数 | 166点 |

2 公共的施設の整備を必要とする事情

道路施設

当地区は、市の最南端に位置し、市街地から約15キロメートルの地点にあり、周囲を山林で囲まれ耕地は狭あいである。地域の中央部には、市道湯谷区道線・市道南掛湯谷線がほぼ東西方向に通過している。集落は、これらの市道沿いに形成されている。

地域を通過する市道は、非常に狭あいで、かつ屈曲も多く、また、勾配も大きい状況で日常生活に支障をきたしているため、昭和58年度より辺地総合整備計画を策定し、拡幅改良等整備を行い問題点は一定解消したが、引き続き道路改良を行うため、新たな整備計画を立てる中で引き続き整備を図る必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和7年度から令和10年度まで 4年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業債の 予定額
				特定財源	一般財源	
道路施設 (交通通信)	亀岡市		20,000		20,000	20,000
合計			20,000		20,000	20,000

辺地総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、辺地総合整備計画を次のとおり策定すること。

辺地の名称	施設名	事業年度	事業費
亀岡市東別院町湯谷	道路施設 (交通通信)	令和7年度から 令和10年度まで	20,000千円